（緊急通報の通信回数）

**第四十条の四の二**　総務大臣は、各適格電気通信事業者に係る第十四条第一号ハ、第二号ハ、第三号ロ及び第四号ハに規定する基礎的電気通信役務に関する通信回数について、関係機関に対し、必要な資料又は情報を求めることができる。

［2　略］

（業務区域の範囲の基準）

**第四十条の六**　法第百八条第一項第三号の総務省令で定める申請に係る基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲の基準は、次の各号に掲げる基礎的電気通信役務の内容に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一　第十四条第一号、第三号及び第四号に掲げる基礎的電気通信役務　第十四条第一号、第三号又は第四号の基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者の業務区域が存在する都道府県において、当該都道府県の区域（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務大臣が別に指定する区域。以下この条及び様式第三十八において同じ。）における全ての世帯数に占める当該電気通信事業者の業務区域における第十四条第一号、第三号又は第四号の基礎的電気通信役務のいずれかを提供することが可能な世帯数の割合が百分の百であること。ただし、法第二十五条第一項で規定する正当な理由がある場合は、この限りでない。

［二　略］

（認定の申請）

**第四十条の八の二**　［略］

2　法第百十六条の二第四項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。

［一～三　略］

四　定款及び登記事項証明書

［五・六　略］

（電気通信事業の全部の認定の申請）

**第四十条の九**　法第百十七条第一項の規定による電気通信事業の全部の認定（以下この条及び第四十条の十一第一項において「全部認定」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

［一・二　略］

［2　略］

3　全部認定の申請に係る法第百十七条第三項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。

［一～五　略］

六　申請者が前号に規定する者以外の団体であるときは、次に掲げる書類

［イ・ロ　略］

［七～十　略］

（電気通信事業の一部の認定の申請）

**第四十条の十**　法第百十七条第一項の規定による電気通信事業の一部の認定（以下この条及び次条第二項において「一部認定」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

［一・二　略］

［2・3　略］

（緊急通報の通信回数）

**第四十条の四の二**　総務大臣は、各適格電気通信事業者に係る第十四条第一号ハ、第二号ハ及び第三号ロに規定する基礎的電気通信役務に関する通信回数について、関係機関に対し、必要な資料又は情報を求めることができる。

［2　同上］

（業務区域の範囲の基準）

**第四十条の六**　［同上］

一　第十四条第一号及び第三号に掲げる基礎的電気通信役務　第十四条第一号又は第三号の基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者の業務区域が存在する都道府県において、当該都道府県の区域（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務大臣が別に指定する区域。以下この条及び様式第三十八において同じ。）におけるすべての世帯数に占める当該電気通信事業者の業務区域における第十四条第一号又は第三号の基礎的電気通信役務のいずれかを提供することが可能な世帯数の割合が百分の百であること。ただし、法第二十五条第一項で規定する正当な理由がある場合は、この限りでない。

［二　同上］

（認定の申請）

**第四十条の八の二**　［同上］

2　［同上］

［一～三　同上］

四　定款の謄本及び登記事項証明書

［五・六　同上］

（電気通信事業の全部の認定の申請）

**第四十条の九**　法第百十七条第一項の規定による電気通信事業の全部の認定（以下この条及び第四十条の十一第一項において「全部認定」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める書類を提出しなければならない。

［一・二　同上］

［2　同上］

3　［同上］

［一～五　同上］

六　申請者が前号に掲げるもの以外の団体であるときは、次に掲げる書類

［イ・ロ　同上］

［七～十　同上］

（電気通信事業の一部の認定の申請）

**第四十条の十**　法第百十七条第一項の規定による電気通信事業の一部の認定（以下この条及び次条第二項において「一部認定」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める書類を提出しなければならない。

［一・二　同上］

［2・3　同上］